平成２８年（フ）第２６号
埼玉県比企郡ときがわ町大字田黒448番地２
債務者　岡部　征彦
1　決定年月日時　平成28年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　剛毅
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月８日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成28年５月25日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第２７号
埼玉県比企郡ときがわ町大字田黒448番地２
債務者　岡部　允子
1　決定年月日時　平成28年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　剛毅
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月８日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成28年５月25日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第１０２号
名古屋市緑区浦里１丁目110番地　浦里荘３棟104号
債務者　たこちゃんこと　髙石　恵子
1　決定年月日時　平成28年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　尾藤　寛也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月８日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年５月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第８５号
長野県松本市県３－９－１、住民票上の住所長野県松本市両島４番15号　サスカノビル２ＦＣ号
債務者　五十嵐昌樹
1　決定年月日時　平成28年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山﨑　威明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月２日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年５月26日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２８年（フ）第５２号
静岡県牧之原市松本56番地
債務者　沖　起巳代
1　決定年月日時　平成28年３月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　増田　陽子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月30日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年５月27日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第８号
長野県上田市武石沖31番地
債務者　樋口　直子
1　決定年月日時　平成28年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小池さやか
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月８日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成28年６月１日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２８年（フ）第９号
長野県上田市芳田478番地４
債務者　内藤　政則
1　決定年月日時　平成28年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　土屋　　準
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月８日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年６月１日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２８年（フ）第３２１号
横浜市中区本牧間門43番３号　グリーンバレー本牧202号室
債務者　梅木　利之
1　決定年月日時　平成28年３月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹中　一真
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月６日午前10時50分
5　免責意見申述期間　平成28年６月３日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２１号
静岡県駿東郡清水町畑中64番地の35
債務者　曽根　　聡
1　決定年月日時　平成28年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉浦　孝輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月８日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年６月７日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第２２号
静岡県駿東郡清水町畑中64番地の14
債務者　古澤　雅裕
1　決定年月日時　平成28年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉浦　孝輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月８日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年６月７日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第３２号
埼玉県川越市大字下広谷526番地７　（生活支援ハウスメトレ205号室）、前住所埼玉県川越市中台３丁目５番地６　（田園ハイツ４－303号室）
債務者　大西　幸雄
1　決定年月日時　平成28年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石井　庸久
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月29日午後２時20分
5　免責意見申述期間　平成28年６月15日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第１号
岐阜県高山市赤保木町1164―１特別養護老人ホームこころの丘高山　（住民票上の住所岐阜県高山市天性寺町18番地５）
債務者　川上　俊一
1　決定年月日時　平成28年３月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阪下　六代
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月４日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第１６号
青森県八戸市白銀台１丁目６番地１　県営住宅２－２、前住所青森県八戸市大字大久保字小松平６番地７
債務者　竹村　浩一
1　決定年月日時　平成28年３月４日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２８年（フ）第１７号
茨城県牛久市柏田町1609番地１
債務者　根本　康彦
1　決定年月日時　平成28年３月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２８年（フ）第２３号
茨城県取手市駒場４丁目16番10号
債務者　古口　里史
1　決定年月日時　平成28年３月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２８年（フ）第２８号
三重県津市河芸町中別保258番地１　セントラルリバーⅡＢ201
債務者　岡田　春香
1　決定年月日時　平成28年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
津地方裁判所破産係